

## 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に要する費用について

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策費用については、下記のとおり対応する。

### (1) 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る費用の積上げ計上について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う熱中症予防に係る取組については、個別の現場に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要と認められる対策について設計変更を実施。

○対象工事：新型コロナウイルス感染症対策を実施している工事

### 「新型コロナウイルス感染拡大防止対策費」として設計変更にて費用計上する例

#### ○新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みにあわせて熱中症対策に取り組むもの



マウスシールド等の活用



フェイスシールド等の活用



冷感素材のフェイスマスクの活用



冷感マスクの活用

※例に限らず、受発注者の協議により設計変更の対象となることもあるため、様々な工夫を期待（契約額に大きく関わる対策は前広な協議を）

○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からマスク等を着用しながら作業を行う場合において、作業環境の変化に伴うものとして、従来行っていた熱中症対策に追加して対策を行うもの

#### ○新型コロナウイルス感染拡大防止のために3つの密を回避するために実施した取組みにあわせて、追加で熱中症対策を実施するもの



3密回避のため、屋外の休憩用テント等を追加して設置



テントと併せて送風機やスポットクーラー、ドライミスト発生装置等を追加設置



送風機により通気性を確保するとともに、ドライミスト発生装置等も併用

写真出典（本ページ全て）：  
「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」  
（令和2年5月14日（令和2年7月1日改訂版）

## (2) 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」対象工事のうち、新型コロナウイルス感染症対策を実施している工事については、**当面の間、「日最高気温が28度以上の日」と読み替えるものとする**。なお、環境省が公表している暑さ指数（WBGT）については、「日最高25度以上の日」を真夏日として計上するものとする。

○対象工事：「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」対象工事（入札書提出期限が平成31年4月1日以降）のうち新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る取り組み状況を書面にて監督職員に提出した工事。

○設計変更について：新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施し、真夏日の日最高気温を28度に読み替える場合は、その対象期間を受発注者間協議により定めるものとし、特記仕様書に明示するものとする。

### 【当初特記仕様書記載（例）】

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施する場合は、真夏日を「日最高気温が30度（℃）以上の日」から「日最高気温が28度（℃）以上の日」に読み替えることとする。なお、本項目を適用する場合は、新型コロナウイルス対策の取り組み状況を書面にて監督職員に提出するものとし、読み替えを行う期間については、監督職員と協議し決定するものとする。

### 【変更特記仕様書記載（例）】

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施する場合は、真夏日を「日最高気温が30度（℃）以上の日」から「日最高気温が28度（℃）以上の日」に読み替えることとする。なお、本項目を適用する場合は、新型コロナウイルス対策の取り組み状況を書面にて監督職員に提出するものとし、読み替えを行う期間は令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

## 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」にて費用計上する例

○当面の対応として、真夏日として設定する日最高気温を引き下げ（30度→28度）し、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防対策に対応



空調機能付きの作業服を活用



首掛けクーラーの活用

※巻き込みに注意



冷感スプレー等の活用